



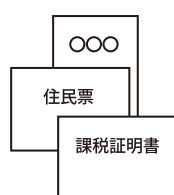
マイナンバー（社会保障・税番号）制度 における「情報連携」について

～もっと便利に暮らしやすく～

情報連携とは、マイナンバー法に基づき、これまで住民の皆さんが行政機関の各種事務手続きで提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。

この情報連携により、これまで各種手続きの際にご提出いただく必要があった書類を省略することができるようになりました。

（注）各種事務手続きにおいて、申請書等に記入することでマイナンバーを提供する際は、マイナンバーカードまたは通知カード等のマイナンバー確認書類および本人確認書類をご用意ください。



今まで必要だった添付書類が…



情報連携により省略できます！

Q:どの事務手続きが情報連携の対象となっていますか？

A:児童手当や介護保険、税の減免手続きをはじめ、公的年金関係、健康保険関係、ハローワーク関係、奨学金関係などの各種事務手続きです。

※個別の事務手続きの際には、必ず事前に各行政機関の案内をご確認ください。

Q:情報連携の記録を確認することはできますか？

A:できます。

ウェブサービス「マイナポータル」の機能「やりとり履歴」で確認することができます。

ただし、マイナポータルへのログインには、マイナンバーカードが必要です。

Q:情報連携でマイナンバーが漏れることはありませんか？

A:情報連携では、直接マイナンバーを用いることなく、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用することで、芋づる式に情報が漏れいすることを防止するなど、さまざまな対策を講じています。

Q:マイナンバーのシステムでは、どのような安全対策をとっていますか？

A:システムにアクセスできる者を制限して、通信も暗号化しています。

また、不正なアクセスが行われないよう第三者機関（個人情報保護委員会）が監視・監督しています。

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120 (95) 0178 (無料)

平日 午前9時30分～午後8時

土日・祝日 午前9時30分～午後5時30分

(12月29日～1月3日を除く)

※マイナンバーカードの利用停止は

24時間365日無休

公式サイト [マイナンバーカード総合サイト](#) [検索](#)

マイナンバーカードの申請は簡単！



※機器の対応をご確認ください